

能美市福祉活動助成事業説明資料



取り扱い要領 事業の実施方法について

(1)令和6年度に本事業を実施しようとする団体、福祉施設は、様式1・2・3を令和6年5月15日 (水)までに能美市共同募金委員会に提出。※メールでも受け付けますので、下記アドレスまでお送り ください。その際には、件名に[助成金申請]とお願いします。

メールアドレス: kyoubo@nomi-shakyo.jp

※申請様式等については、能美市社会福祉協議会ホームページ(共同募金→福祉活動助成事業)より、ダウンロードできます。

団体及び福祉施 設が地域と連携 を図り、地域福祉 ー の推進を目的とし た事業が対象

様式1 一 交付申請書

様式2 事業計画書 様式3 事業経費予算書 ※見積書が必要な 場合あり

提出 能美市 共同募金委員会



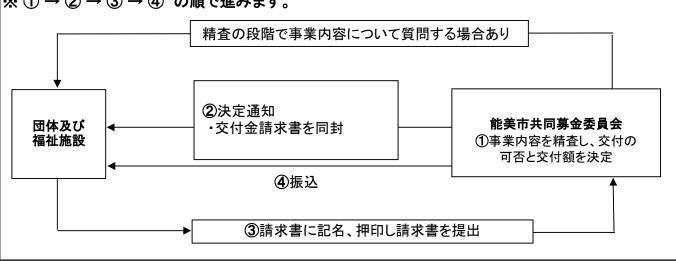
(2)能美市共同募金委員会では、交付申請書に基づき、福祉活動助成事業に対する予算額を決定し、 その年の募金活動に取り組みます。

今回の申請はここまで



(3)能美市共同募金委員会では、申請の翌年度、交付申請書の提出があった施設の中から、事業内容 を精査し、交付の可否と交付額を決定し団体及び福祉施設に通知。

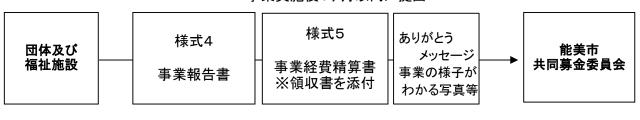
 $%(1) \rightarrow (2) \rightarrow (3) \rightarrow (4)$ の順で進みます。





(3)決定のあった団体及び福祉施設は、計画した事業を実施した後1ヶ月以内に様式4・5及びありがとうメッセージ・事業の様子がわかる写真(データ)等を能美市共同募金委員会に提出。

事業実施後1ヶ月以内に提出



(4)助成の対象となる事業の実施期間は、令和6年4月1日~令和7年3月31日とする。